

(報告事項)

重要施設周辺等における土地等の取得の
状況（令和5年度）について

内閣府政策統括官（重要土地担当）

法の施行状況と今般のとりまとめの対象について

令和3年6月23日 公布(6月16日成立)

令和4年6月1日 一部施行

内閣府に新執行部局(政策統括官(重要土地担当))を設置

9月16日 基本方針・政令の閣議決定、政令・内閣府令の公布

9月20日 全面施行

12月27日 初回の区域指定の内閣総理大臣告示(官報掲載)

令和5年2月1日 初回の区域指定(58箇所)の施行

7月12日 2回目の区域指定の内閣総理大臣告示(官報掲載)

8月15日 2回目の区域指定(161箇所)の施行

12月11日 3回目の区域指定の内閣総理大臣告示(官報掲載)

令和6年1月15日 3回目の区域指定(180箇所)の施行

4月12日 4回目の区域指定の内閣総理大臣告示(官報掲載)

5月15日 4回目の区域指定(184箇所)の施行

概ね区域指定を完了



指定区域において土地等利用状況調査等を実施中

1～3次指定
(399箇所)の
令和5年度分の
土地等の取得状
況が今回のとりま
とめの対象

(令和5年度) 重要施設周辺等における土地・建物の取得状況等について①

概要

- 今般、重要土地等調査法に基づく調査により判明した、重要施設周辺や国境離島等における土地・建物の取得状況（令和5年度分）が取りまとまったため、公表を行うこととする。

令和5年度中における土地・建物の取得状況等

- 内閣府は、不動産登記簿等の公簿等、届出、地図、航空写真、ウェブサイト等の情報により所要の調査を行うとともに、必要に応じて現地・現況調査を実施することにより、土地・建物の利用状況を調査している。
- 令和5年度までに指定された注視区域（399区域）において、同年度中に売買等の契約に基づく所有権の移転や建物の新築の登記がなされたことにより取得されたことが確認された土地・建物の集計結果は以下のとおり（※）。
（※）区域によって指定時期が異なるため、調査対象期間は一律ではない。

	筆個数	土地面積
土地・建物の取得総数	16,862 筆個 (土地 10,514 筆、建物 6,348 個)	土地面積 5,034,139 m ²
うち、外国人・外国系法人による取得数	371 筆個 ※総数の <u>2.2 %</u> (土地 174 筆、建物 197 個)	土地面積 38,069 m ² ※同 <u>0.8 %</u>

【参考】

- 令和4年度に指定された注視区域（58区域）において、同年度中に取得されたことが確認された土地・建物は 108 筆個であった。
このうち、外国人・外国系法人による取得はなかった。
- 令和5年度において、法第9条の(重要施設等の機能を阻害するような土地等の利用の中止等を求める)勧告及び命令の実績はない。

(令和5年度) 重要施設周辺等における土地・建物の取得状況等について②

外国人・外国系法人による土地・建物の取得状況の内訳

※ 中国には香港を含む。

◎ 該当事例の多い国又は地域

① 中国	203 筆個 (54.7%)	(土地 87 筆、建物 116 個、土地面積 16,275 m ²)
② 韓国	49 筆個 (13.2%)	(土地 22 筆、建物 27 個、土地面積 4,334 m ²)
③ 台湾	46 筆個 (12.4%)	(土地 24 筆、建物 22 個、土地面積 3,176 m ²)
④ ベトナム	15 筆個 (4.0%)	(土地 7 筆、建物 8 個、土地面積 3,434 m ²)
⑤ フィリピン	13 筆個 (3.5%)	(土地 9 筆、建物 4 個、土地面積 1,133 m ²)

◎ 該当事例の多い都道府県

① 東京都	171 筆個 (防衛省市ヶ谷庁舎 104 筆個、補給統制本部 39 筆個、練馬駐屯地 20 筆個 ほか)
② 千葉県	38 筆個 (松戸支処 15 筆個、下総航空基地 7 筆個、木更津飛行場・木更津航空補給処・木更津分屯基地 6 筆個 ほか)
③ 福岡県	31 筆個 (福岡駐屯地・自衛隊福岡病院・春日基地 16 筆個、春日基地飛行場地区・板付飛行場・福岡空港 12 筆個、小郡駐屯地 2 個 ほか)
④ 北海道	20 筆個 (札幌駐屯地・藻岩山無人中継所・真駒内駐屯地 10 筆個、倶知安駐屯地 5 筆、丘珠駐屯地 2 筆個 ほか)
⑤ 愛知県	12 筆個 (高蔵寺分屯基地・高座山無線中継所地区 6 筆個、守山駐屯地 5 筆個、豊川駐屯地 1 筆)

◎ 該当事例の多い注視区域

(1) 防衛省市ヶ谷庁舎 (東京都)	104 筆個 (中国 65 筆個、台湾 26 筆個、韓国 5 個 等)
(2) 補給統制本部 (東京都)	39 筆個 (中国 29 筆個、米国 2 筆個、韓国 2 筆個 等)
(3) 練馬駐屯地 (東京都)	20 筆個 (中国 18 筆個、台湾 1 個、ドイツ 1 個)
(4) 福岡駐屯地・自衛隊福岡病院・春日基地 (福岡県)	16 筆個 (中国 12 個、米国 2 筆個、韓国 1 個 等)
(5) 松戸支処 (千葉県)	15 筆個 (フィリピン 6 筆個、台湾 5 筆個、中国 3 筆個 等)

今後の対応

- 今般の公表対象となった事例を含め、注視区域内の重要施設等の機能を阻害する不適切な土地等の利用を防止すべく、継続的に土地等利用状況調査を実施していく。